

旅行者による営業保証金返還手続きの流れ

(営業保証金を返還するのは法務局です。奈良県庁は返還に必要な証明書を発行します。)

【営業保証金の取戻しフロー図】

取戻し事由発生

(事業廃止、旅行業協会の保証社員になった等)

①官報の公告

- 1) 官報に「営業保証金取戻し公告」を掲載してください。
「奈良県官報販売所」(啓林堂)
住所：奈良県大和郡山市南郡山町527-13
電話：0743-51-1000(直通)
- 2) 「営業保証金取戻し公告届出書」と「掲載した官報の写し」を奈良県担当部署に提出してください。

※公告から6ヶ月間の債権の申し出期間を設けます。
※債権者からの申立てがなかった場合、以下へ進みます。

※次の様式は奈良県観光局HPからダウンロード可能です。

- ・「営業保証金取戻し公告届出書」
- ・「証明書交付申請書」

②6ヶ月後、奈良県担当部署に証明発行申請

- 1) 以下の書類を提出し、保証金取り戻しに関する証明書の交付を申請してください。
 1. 「証明書交付申請書」
(登録申請時に使用した印鑑を押印)
 2. 「官報」の写し
 3. 「供託書」の写し

※奈良県が「保証金取り戻しに関する証明書」を送付します。

③法務局供託課に申請

- 1) 供託先の法務局(支局・出張所)へ、提出書類を確認のうえ、申請してください。
特に、供託者名が変更されている場合は注意してください。
【提出書類の例】
「供託書正本」
「登録行政庁発行の証明書」
「印鑑証明書」
「登記簿謄本(本人のみ)」

④法務局より返還

【奈良県担当部署】

奈良県観光局ならの観光力向上課

TEL：0742-27-8435 FAX：0742-27-1065

〒630-8501 奈良市登大路町30